省　令

○農林水産省令第五十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十条第一項、第十二条第二項及び第四十一条第一項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（格付の表示） **第二十六条**　法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。 一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。 イ～ハ　（略） ニ　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に規定する農産物をいう。以下同じ。）若しくは有機畜産物（令第十七条第二号に規定する畜産物をいう。以下同じ。）の生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。以下同じ。）に係る認証にあっては、登録認証機関又は登録外国認証機関が当該認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。） 二　（略）	（格付の表示） **第二十六条**　法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。 一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。 イ～ハ　（略） ニ　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に規定する農産物をいう。以下同じ。）若しくは有機畜産物の生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。以下同じ。）に係る認証にあっては、登録認証機関又は登録外国認証機関が当該認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。） 二　（略）

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十七条　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、次のとおりとする。

一　有機農産物及び有機加工食品（令第十七条第三号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）のうち、専ら同条第一号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国

二　有機畜産物及び有機加工食品（前号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物
一　農林水産大臣が定める物質（当該有機農産物が外国で生産された農林物資（法第十二条第一項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。以下「外国産農林物資」という。）である場合にあっては、当該外

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十七条　法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、有機農産物及び有機農産物加工食品（令第十七条第二号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）について、アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国とする。

（新設）

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物
一　農林水産大臣が定める物質（当該有機農産物が第三十七条に規定する国から輸入された農林物資である場合にあっては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、